

建築生産設計協力会会費規定

(目的)

第1条 本規定は、会則第8条の事項について定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、入会する時に入会金 30,000 円並びに年会費を、以降毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費は 60,000 円とする。

3 事業年度の途中で入会した会員は、前項の規定にかかわらず入会の月からの月割額を合計した額をその年度の年会費とする。

4 会費については、本会の事業のために使用するものとする。

(会費の納入) 毎年4月1日に会員資格を有する会員は、年会費を当該年度の4月末日までに一括前払いで納入しなければならない。

2 新たに入会した会員は入会日を含む月の月末までに、入会金とその事業年度の年会費を一括前払いで納入しなければならない。

(退会に伴う会費納入義務)

第3条 会員が事業年度の途中において退会するときは、未納年会費を全額納入しなければならない。

(臨時会費)

第4条 特別な業務遂行に要する費用に充てるため、会員から会費のほかに臨時会費を徴収することができる。臨時会費の具体的な徴収金額、徴収時期及び方法については、総会の議決によりこれを定める。

(改廃)

第5条 本規定の改廃は、役員会の決議を経て総会の承認を得るものとする。

附則

- 1 令和6年7月8日規定施行
- 2 令和6年12月3日規定改定
- 3 令和7年4月15日規定改定